

## 議案第1号

### 建築基準法第51条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

このたび、議案第1号にありますように「一般廃棄物処理施設の敷地の位置」について、建築基準法第51条ただし書きの規定により、特定行政庁である三重県知事から伊勢市都市計画審議会に付議がありましたので、その内容について説明します。

**51条ただし書きの許可**とは、廃棄物処理施設などの施設は、都市計画決定されているものでなければ建築することができませんが、**特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めた場合は許可**できることになっています。

申請者である有限会社梅田建設は、平成20年8月に51条ただし書きの許可を受けた産業廃棄物処理施設において、廃棄物処理業を営んでいます。

現在は、一般家庭から搬出される木くず等を処理する際には、無償または同社が代金を支払っていましたが、今後は同社が受入料金を徴収し処理する予定であり、既存施設の処理能力が一日あたり5トンを超えるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における一般廃棄物処理施設の許可が必要になります。

このことから、一般廃棄物処理施設を設置するには、前述の51条ただし書きの許可の手続きが必要になります。

伊勢市としては、申請地内の施設が既に産業廃棄物処理施設として51条ただし書きの許可を得て稼働していることから、申請地を一般廃棄物処理施設の敷地の位置として特定行政庁が許可することについて、都市計画上支障がないと考えます。